

平成 29 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 29 年 12 月 6 日（水曜日）

平成 29 年第 4 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 29 年 12 月 6 日（水曜日）午前 10 時 00 分開会

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号（第 3 定）平成 28 年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号（第 3 定）平成 28 年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号（第 3 定）平成 28 年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号（第 3 定）平成 28 年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号（第 3 定）平成 28 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号（第 3 定）平成 28 年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号（第 3 定）平成 28 年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号（第 3 定）平成 28 年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第 9 号（第 3 定）平成 28 年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 14 号（第 3 定）富良野市景観地区条例の制定について
議案第 15 号（第 3 定）富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
調査第 1 号 少年教育について
都市事例調査
調査第 2 号 国民健康保険について
都市事例調査
調査第 3 号 公営住宅について
都市事例調査
- 日程第 6 議会活性化推進特別委員会報告
- 日程第 7 議員の派遣に関する報告
- 日程第 8 監査委員報告（例月出納検査結果報告 平成 29 年度 7 月分～10 月分）
- 日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 10 議案第 1 号～第 17 号（提案説明）

出席議員（18 名）

議 長 18 番 北 猛 俊 君 副議長 8 番 天 日 公 子 君

1番 大栗民江君
3番 石上孝雄君
5番 岡野孝則君
7番 岡本俊君
10番 佐藤秀靖君
12番 関野常勝君
14番 後藤英知夫君
16番 広瀬寛人君

2番 宇治則幸君
4番 萩原弘之君
6番 今利一君
9番 日里雅至君
11番 水間健太君
13番 渋谷正文君
15番 本間敏行君
17番 黒岩岳雄君

欠席議員(0名)

説明員

市長 能登芳昭君
総務部長 若杉勝博君
保健福祉部長 鎌田忠男君
ぶどう果樹研究所長 川上勝義君
看護専門学校長 澤田貴美子君
財政課長 藤野秀光君
教育委員会委員長 吉田幸男君
教育委員会教育部長 山下俊明君
農業委員会事務局長 佐藤正義君
監査委員事務局長 佐藤清理君
公平委員会事務局長 佐藤清理君
選挙管理委員会事務局長 大内康宏君

副市長 石井隆君
市民生活部長 長沢和之君
経済部長 後藤正紀君
建設水道部長 吉田育夫君
総務課長 高田賢司君
企画振興課長 西野成紀君
教育委員会教育長 近内栄一君
農業委員会会長 東谷正君
監査委員 宇佐見正光君
公平委員会委員長 中島英明君

事務局出席職員

事務局 長 川崎隆一君
書記 佐藤知江君

書記 今井顕一君
書記 倉本隆司君

午前10時00分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成29年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

今 利 一 君
関 野 常 勝 君
日 里 雅 至 君
水 間 健 太 君
大 栗 民 江 君
佐 藤 秀 靖 君
宇 治 則 幸 君
黒 岩 岳 雄 君
石 上 孝 雄 君
広 瀬 寛 人 君

以上10名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

今 利 一 君
関 野 常 勝 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長川崎隆一君。

事務局長(川崎隆一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第17号につきましては、あらかじめ御報告のとおりでございます。

諮問第1号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議

長にそれぞれ提出がございました。

このうち、審査及び調査の終了いたしました事件につきましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長黒岩岳雄君。

議会運営委員長(黒岩岳雄君) -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、11月29日に告示されました平成29年第4回定例会が本日開催されるに当たり、12月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、33件でございます。

うち、議会側提出事件は15件で、内訳は、付託案件委員会報告2件、事務調査報告3件、都市事例調査報告3件、特別委員会報告2件、議員派遣報告1件、例月出納検査結果報告4件でございます。

市長よりの提出事件は18件で、その内訳は、補正予算7件、条例4件、人事1件、そのほか6件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして市長の行政報告を受け、次に、第3回定例会において継続審査となった認定第1号より認定第9号の平成28年度一般会計ほか各歳入歳出決算について、決算審査特別委員会報告を受け、これを審議願います。次に、同じく第3回定例会において継続審査となった議案第14号及び議案第15号について、経済建設委員会より報告を受け、これを審議願います。次に、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告、議会活性化推進特別委員会報告、議員の派遣に関する報告、監査委員報告を受

け、諮問第1号の審査を願います。次に、議案第1号から議案第17号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

12月7日、8日、11日は議案調査のため、9日、10日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第2日目の12月12日、第3日目の13日、第4日目の14日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月15日は議案調査のため、16日、17日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第5日目の12月18日は、議案第1号及びこれに関連する議案第9号及び議案第14号から議案第17号の審議を願ひ、次に、議案第2号、議案第3号の審議を願ひます。次に、議案第4号及びこれに関連する議案第10号から議案第13号の審議を願ひ、次に、議案第5号から議案第8号の審議を願ひます。

なお、議案第8号につきましては、精査が必要なため、総務文教委員会に付託し、閉会中の委員会審査とすることで申し合わせをしております。

最後に、追加議案がある場合は、順次、審議を願ひ、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、12月13日の終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成29年第4回定例会の会期は、本日、12月6日から12月18日までの13日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は12月6日から18日までの13日間とし、うち7日、8日、11日、15日は議案調査のため、9日、10日、16日、17日は休日のため、それぞれ休会いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から13日間と決定いたしました。

行 政 報 告

議長（北猛俊君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

おはようございます。

風邪気味でちょっと聞きづらくて失礼ですが、お許し願ひたいと思ひます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

1、北海道市長会日中友好訪問についてであります。

このたび、北海道市長会と中日友好協会の交流事業を推進するため、平成29年10月22日から27日まで、訪問団長として北京市、湖北省宜昌市、神農架林区、上海市を視察してきましたので、行政報告をいたします。

北京市に10月23日に訪問いたし、中国人民対外友好協会の宋敬武副会長と広く政治、経済などで意見交換を行うとともに、故宮を視察し、中国4,000年の歴史を重く感じられ、国民生活は豊かになりつつ、若い人の力がみなぎっていました。

湖北省宜昌市に10月24日に訪問いたし、湖北省宜昌市人民政府周正英副市長並びに宜昌市人民対外友好協会の丁緒敏会長と意見交換を行い、公共道路、産業推進（農業）、高齢者対策、住宅対策について、日本と国策は異なりますが、制度、仕組み、補助を活用して都市づくりが進められており、世界の3大ダムである三峡ダムを視察してまいりました。

湖北省神農架林区に10月25日に訪問し、神農架林区人民政府の李金玲副区長、湖北省人民対外友好協会の吳建民副会長と意見交換を行いました。神農架林区は、中国最大の雄大な森林資源を有し、東大演習林の約10倍の国有林を国が維持管理し、自然保護を世界に発信して世界遺産を目指していました。また、森林内の一部にパンダやキンシコウサルが群れをなして生活している状況は、別世界という感じがいたしました。

上海市に10月26日に訪問し、上海人民対外友好協会の景瑩副会長、上海市人民政府外事弁公室馬釜氏と意見交換を行いました。上海市は、中国最大の商業都市、港湾都市、アジア拠点の国際空港都市であります。今日においても世界経済の動向がつかさにかかわることや、未来に向けて上海が大きく変わる情勢をテレビで紹介してまいりました。雄大な上海タワーの屋上から、日本の森ビルや中国資本の新しい高層ビルが建ち並び、活気のある市民生活と世界から観光に集まる群衆は、想像を絶するものがあると感じられました。

今回の視察は、まちづくりに大変意義ある視察でございました。

2、ベトナムトップセールスについてであります。

富良野・美瑛広域観光推進協議会会長として、11月7日から11日まで、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村並びに関係団体、民間事業者の皆様と

ベトナムを訪問いたしました。

ホーチミン市、ハノイ市の両市において、旅行エージェント及びメディア23社を対象とした観光セミナーを実施し、富良野・美瑛地域の魅力をPRしてまいりました。また、ベトナム最大手の旅行会社及び日本に就航している航空会社を訪問するとともに、JNTO、日本政府観光局ハノイ事務所との情報交換を行うなど、今後の観光振興に向けた情報収集を初め、今後のベトナムと富良野・美瑛地域における観光を中心とした交流について情報提供、意見交換会を行ってまいりました。

3、要望運動についてであります。

(1) 地域高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進についてであります。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月2日に、北海道開発局、旭川開発建設部、北海道議会議長、副議長及び管内選出議員、北海道建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、また、11月28日には、財務省、国土交通省、11月29日には、6区選出衆議院議員に対し、道路予算の財源確保、事業区間（富良野道路、富良野北道路、旭川東神楽道路）の整備促進、未事業区間（東神楽町から中富良野町間、富良野市から占冠村間）の調査の促進について要望してまいりました。

(2) 上川地方総合開発に関する事業の推進についてであります。

上川地方総合開発期成会副会長として、11月14日に、北海道、北海道議会議長、副議長及び管内選出議員に対し、また、11月28日には国土交通省、11月29日には6区・12区選出衆議院議員に対し、鉄道の維持、存続について要望してまいりました。

(3) 富良野圏域における河川の整備促進についてであります。

富良野圏域連携協議会会長として、10月24日に、富良野沿線市町村議会議長会とともに、北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく早急な河川整備の促進、河川の適正な維持を図るため、河床しゅんせつや立木の伐採など河川維持の充実、国営土地改良事業により排水路として整備した一部の河川における法河川と土地改良施設の二重管理の改善について要望してまいりました。

以上であります。

議長（北猛俊君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3

認定第1号（第3定） 平成28年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号（第3定） 平成28年度富良野市国

民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号（第3定） 平成28年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号（第3定） 平成28年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号（第3定） 平成28年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号（第3定） 平成28年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号（第3定） 平成28年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号（第3定） 平成28年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第9号（第3定） 平成28年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

議長（北猛俊君） 日程第3、前会より継続審査の認定第1号から認定第9号まで、以上9件を一括して議題といたします。

本件9件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長後藤英知夫君。

決算審査特別委員長（後藤英知夫君） -登壇-

決算審査特別委員会より、認定第1号、平成28年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号、平成28年度富良野市ワイン事業会計決算の認定についてまでの9件について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

決算審査特別委員会は、第3回定例会において設置し、認定第1号より認定第9号までの平成28年度富良野市一般会計を初め、各特別会計歳入歳出及び公営企業会計の決算について審査を付託され、閉会中継続審査となったところであります。

9月15日に、審査日程、審査資料の検討並びに決算内容について会計管理者より総括的に説明を受け、11月7日、8日、9日の3日間にわたり、各所管部ごとに審査を行いました。

審査では、関係する職員の出席を求め、歳入の確保や事務事業の執行が適正かつ効率的に行われたかなど、決算審査の着眼点に基づいた委員による質疑が行われ、それに対して説明、答弁をいただき、慎重に審査を進めてまいりました。

特に、平成28年度は、富良野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の初年度であったことから、

それに関連する事業に対する質疑が活発に行われるとともに、これまで継続して実施してきた事業に対する実績、効果、検証等に関しても多くの質疑がなされ、理解が深められたところであります。

審査の結果、認定第1号より認定第9号までの9件について、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

議長（北猛俊君） これより、本件9件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本件9件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、認定第1号、平成28年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号、平成28年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号、平成28年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件6件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件6件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号、平成28年度富良野市水道事業会計決算の認定について及び認定第9号、平成28年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について、以上2件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件2件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4

議案第14号（第3定） 富良野市景観地区条例の制定について

議案第15号（第3定） 富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第4、前会より継続審査の議案第14号、富良野市景観地区条例の制定について及び議案第15号、富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

本件2件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員長岡本俊君。

経済建設委員長（岡本俊君） -登壇-

経済建設委員会より、平成29年第3回定例会において付託されました議案第14号、富良野市景観地区条例の制定及び議案第15号、富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本条例の制定及び一部改正は、下御畔地区における富良野都市計画特定用途制限地域の区分変更に伴うものであり、下御畔地区の約45ヘクタールの土地を田園居住地区からリゾート産業地区へ土地利用方針を変更し、より適切な観光リゾートの整備に対応するため、特に工業系の用途規制を強化する土地利用としております。あわせて、北の峰地区に富良野都市計画景観地区を決定し、建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最低限度を規制しようとするものであります。

また、今回の景観地区の決定に当たっては、下御畔地区が農振農用地区域から除外されたことにより、その一部が農地転用され、近年の土地利用の動向が勘案されたことも景観地区決定の理由となっております。

本委員会では、担当部局に本条例に関する資料の提出と説明を求め、延べ5回の委員会を開催し、当該地区内の良好な景観形成に資する条例内容であるか、審査を行ってまいりました。

議案第14号の富良野市景観地区条例は、景観法第61条第1項の規定に基づく都市計画で定める景観地区内において、建築物の制限に関する事項を定めるものであります。

条例では、色彩面積の算定方法、建築物の敷地が内外にわたる場合等の措置、認定手続、完了等の届出などについて定めており、特に条例第7条、認定を要しない建

建築物については、いわゆる除外規定の部分であり、良好な景観の形成に影響が出ないか、慎重に審査をしてまいりました。

また、議案第15号、富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正では、下御料地区の約45ヘクタールの土地が田園居住地区に指定されていましたが、平成23年2月に改訂された富良野市都市計画マスタープランの土地利用方針を踏まえ、リゾート産業地区に変更することとされ、これに合わせた条例の一部改正が提案されたところであります。

改正の内容としては、主に工業系用途の規制が強化され、危険性や環境を悪化させるおそれがある工場、原動機を使用する工場、自動車修理工場、危険物の貯蔵や処理を行う倉庫への規制が強化される一方で、リゾート産業地区で規制されていた畜舎の規制が緩和され、建築が認められております。

条例審査においては、各委員から、富良野の景観維持と観光産業の持続的発展について、今回の条例の果たす役割をもとに多くの意見が出されました。特に、景観維持と開発行為という利益相反行為の兼ね合いにおける条例の役割、看板に対する規制、高さ制限と景観に対する阻害の考え方、富良野らしさの自然環境を守る条例との兼ね合い、区画整備、道路整備、上下水道整備に係る事業者負担の確認、建蔽率など、景観維持における条例の果たす役割について意見が出され、都市計画マスタープランと本条例の関連性について議論が集中したところであります。また、将来的に中心市街地を包含した景観条例への発展についても意見が出されたところであります。

本委員会では、北の峰地区における建築物に対する制限を行うことにより、自然景観を維持した秩序ある開発事業の推進を図るものであると同時に、景観を重視した両条例は、富良野市の観光資産価値をより高める上で必要な条例であると意見が一致したところであります。

協議の結果、全会一致により、富良野市景観地区条例の制定及び富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査内容及び結果を申し上げまして、経済建設委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に関する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

議長（北猛俊君） 日程第5、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第1号、少年教育について及び都市事例調査について。

総務文教委員長石上孝雄君。

総務文教委員長（石上孝雄君） -登壇-

総務文教委員会より、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項に関する調査として、釧路町、帯広市へ先進事例調査を行ってまいりました。

なお、報告は、要点のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

まず、釧路町における放課後子ども教室の取り組みについてでございます。

釧路町では、少子高齢化、核家族化の進行、地域コミュニティの衰退により、家庭や地域における教育力の低下が懸念され、一部の家庭では、子供の学力への無関心、学校への不信感、地域行事への無関心が見られ、地域と子供の接点が少なくなっていることから、教育大綱の基本目標の一つに家庭、地域の教育力の向上を掲げております。釧路町地域の教育力向上推進事業として、家庭教育支援事業、放課後対策事業、学校支援地域本部事業、土曜日の教育活動等支援事業の四つの事業を展開し、その全体像を学校、家庭、地域が互いの足りないことを補い、高め合い、まち全体を学びやに、大人みんなが先生にとし、四つの事業についてより効果的な運営を行っております。

現地を視察した、とみはら放課後子ども教室は、平成19年9月に富原小学校の空き教室を利用し、開設されました。富原小学校区の家庭状況は、共働き世代が多く、子供たちは、帰宅後、ひとりで過ごすことが多いため、子供たちが安心・安全に交流でき、集える場所として設置されております。

放課後子ども教室を利用する際は、下校後、小学校敷地内にある放課後子ども教室の専用玄関を使用し、専用の上履きに履きかえて入ることで一度帰宅した扱いとし

ており、実際には帰宅せずに少年団等の活動へ参加できるようになっております。そのため、校区が広く、実際に帰宅してから、少年団等の活動へ参加することが難しかった富原小学校の子供たちも参加しやすい状況が生まれ、地域で安心して過ごす場所を確保しつつ、子供たちがスポーツや文化に親しむことのできる環境を整えております。

考察として、釧路町教育委員会の基本方針が現場にしっかり伝達されており、地域コーディネーターを中心とした取り組みが行われておりました。また、釧路公立大学、北海道教育大学釧路校、釧路東高校の学生がボランティアとして子供との遊びに参加するなど、地域の子供は地域で守り育てるという理念のもと、自立と共生の考え方をスタッフ、保護者で共有しながら活動されております。スタッフのミーティングを月2回、研修会を年2回開催するなど、人材育成の体制もしっかりとられており、子供たちとスタッフの信頼関係が成立していることがうかがえました。

次に、帯広市の子ども居場所づくり事業についてでございます。

帯広市の子ども居場所づくり事業は、放課後子ども広場、ボランティア養成講座、運営委員会の3事業により構成され、地域の大人やNPO法人等がボランティアとして、子供たちへ多様な体験活動の機会を提供し、市内の小学校全26校のうち、22校がボランティアによる運営、4校は1名ずつ地域活動指導員を配置しております。

子どもの居場所づくり事業を通して得られた効果として、小学校を核とし、放課後や週休日などに異学年の友だちや地域住民と交流する機会、場所を設けることで、子供たちが、放課後、安心・安全に過ごせる居場所が確保されたこと、異学年、地域の人々との交流により、人とのつき合いや社会のルールについて自然に学ぶことができ、コミュニケーション能力を養うことができたこと、市と地域ボランティア団体、学校が連携し、実施する市民協働事業と位置づけられているため、小学校を核として子供たちを見守ることができていることの三つが挙げられました。

放課後子ども広場の実施内容の企画、立案及び当日の運営等の役割を担うコーディネーターを各小学校に1名ずつ配置し、当日の運営及び子供たちの安全管理を担うキッズサポーターは複数名の登録が可能となっており、夏休みや冬休み中の補充的な学習、図書読み聞かせ、詩吟寺子屋教室や自由遊び、クリスマスやハロウィンなどの季節的行事、防災教室など、多岐にわたる活動を行い、子供たちは地域の方々が携わることを自然に受け入れ、学校もPTAや地域の方々が積極的にかかわることで開かれた学校を構築しております。いまでは、みどりっこクラブの卒業生や、大きなイベントでは老人クラブ連合

会の方々にお手伝いいただくなど、多くの地域住民の協力を得られるまでに至っております。

考察として、帯広市緑丘小学校の放課後子ども広場みどりっこクラブの運営代表者より開設に至った経緯と体験談を聞いた中で、PTA活動にかかわっていた当時から縁で活動を継続されており、放課後子ども広場の必要性を周囲に訴え、現在は、地域の実情に精通したコーディネーターとして放課後子ども広場の運営に積極的に取り組まれていました。運営における課題には、例えば、子供たちの傷害保険加入の必要性を行政に折衝して予算化するなど、課題の解決に向けて意欲を持って頑張っている人材がいることにより、事業の成功につながり、行政も現場の声を受け入れる体制になっていることがわかり、コーディネーターの熱意が十分に伝わってきました。

釧路町、帯広市の両取り組みは、それぞれの地域の実情を酌み取られた上で運営され、学校と地域の方々が連携、協働して活動されておりました。また、スタッフ間の情報共有が積極的に図られており、本市においても大変参考になるとともに、コーディネーター等、スタッフの人材育成が大切であることがうかがえました。

続きまして、総務文教委員会より、調査第1号、少年教育についての調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局より資料の提出と説明を求め、主に放課後の子供たちの安全・安心な居場所づくりについて着目し、放課後子ども教室及び放課後児童クラブの事業について、先進地や市内の放課後子ども教室及び放課後児童クラブの視察を行いながら調査を進めてまいりました。

今日の子ども・子育てを取り巻く環境は多様化し、共働き世帯の増加、ひとり親家庭の増加、放課後等に異年齢の子供同士で遊ぶ機会の減少、子供たちにかかわる重大事件の続発、地域コミュニティや家族の教育力の低下等により、子供たちを社会全体で支えていくことが求められており、放課後の子供たちの健全育成へのさらなる取り組みが必要となっております。

本市では、総合計画を上位計画とし、平成27年3月に策定した富良野市子ども・子育て支援事業計画（富良野市次世代育成支援第3期地域行動計画）、平成28年3月に策定した富良野市第7次社会教育中期計画、単年度の実施計画である富良野市社会教育推進計画に基づき、家庭、学校、地域、関係機関が連携し、生きる力を育む少年教育の推進を目標に掲げ、推進項目の一つとして、放課後子ども教室、児童館、学童保育センターの推進を挙げております。

委員会では、放課後子ども教室及び放課後児童クラブの今後の運営に向けて、これまで議論してきた要点を次の5点にまとめ、意見の一致を見たところであります。

1、人材確保について。

今後も、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができる居場所をつくるためには、市民への周知が必要です。市民に活動内容を紹介し、情報提供を行いながら、放課後子ども教室のコーディネーター、サポーター、放課後児童クラブの厚生員、支援員のなり手が不足している現状を理解してもらい、地域の方々をさらに巻き込んだ運営を推進していくことが必要です。また、看護専門学校生、ことぶき大学生、老人クラブなどが定期的にかかわる機会を設けることで、人材確保の一助となると考えられます。

2、施設、環境について。

放課後子ども教室は各小学校内に設置されており、学校が終わってから放課後子ども教室にすぐ行ける環境は大変よく、アットホームな雰囲気でも過ごしている様子がわかり、子供にとっても保護者にとっても安全・安心な場所が提供されていると感じました。

放課後児童クラブは、施設の狭さを多少感じましたが、既存の施設を充実させ、必要に応じて厚生員、支援員の増員等を図ることで、引き続き、安全面、衛生面に考慮しながら、子供たちの生活の場としての機能を果たしていただきたいと思います。

3、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携について。

現在は、両事業の意見交換、情報共有の場は設けておらず、放課後児童クラブのみ、月に1回、例会を開催しております。今後は、放課後児童クラブだけではなく、両事業それぞれの子供たちの様子や課題等を共有し、さらに家庭、学校とも協力、連携しながら、子供たちの成長を見守ることが重要と考えます。

4、研修の機会について。

放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営に携わる方々の資質向上や、1年間の活動内容の企画、運営に向け、必要な研修の機会を十分確保することが重要と考えます。

5、特色ある取り組みと情報発信について。

豊富な知識を持った地域の方々の協力を得られるよう、活動内容を周知するとともに、それぞれの地域の特性を生かした体験活動を取り入れ、子供たちの自主性、社会性、創造性などの豊かな人間性が養われるような取り組みを推進していく工夫をされるよう望みます。

富良野市の放課後子ども教室及び放課後児童クラブの子供たちは、元気な挨拶が定着しており、伸び伸びと過ごしている様子が感じ取れました。放課後子ども教室、放課後児童クラブのそれぞれが地域から必要とされており、全ての児童に多様な体験、活動の機会をつくり、地域社会全体で子供たちを育てていくことは、これからの富良野市を担う人材を育成する面からも大変重要だと考

えます。

放課後等の安全・安心な居場所として、また、仕事と子育ての両立支援の役割も担っているため、地域要望は多様化すると思われますが、保護者や地域住民がかかわりやすい仕組みをつくり、市民のニーズに応えられるよう、関係者の努力を期待し、総務文教委員会の事務調査報告といたします。

なお、都市事例調査報告及び事務調査報告の全文につきましては、市議会ホームページをごらんください。

以上で、報告を終わります。

議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第2号、国民健康保険について及び都市事例調査について。

市民福祉委員長広瀬寛人君。

市民福祉委員長（広瀬寛人君） -登壇-

市民福祉委員会より、調査第2号、国民健康保険についての調査経過と結果について御報告申し上げます。

なお、報告は、要点のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

本市の平成27年度における国保事業の状況は、被保険者数6,415人、加入世帯数3,612世帯で、5年前の被保険者数7,591人、加入世帯数3,955世帯と比較すると、減少傾向にあります。その背景に、農業従事者や個人事業主の割合が低下していることが挙げられております。また、保険税の軽減世帯数は全体の55%を占め、7割軽減が1,120世帯、5割軽減が540世帯、2割軽減が360世帯であります。これらのことから、国保特別会計単独でゆとりを持った運営をするのは厳しい状況であります。

このような中、国保は、平成30年度から都道府県と市町村との共同運営体制に移行します。都道府県は財政運営を担当し、市町村は、これまで行ってきた医療給付、健康増進施策や特定健診などの保健事業を担当し、引き続き地域の実情に合わせた取り組みを行います。

そこで、本委員会では、市民が健康で毎日の生活を送り、日常生活の中で健康増進に取り組むことが国保財政の安定化に寄与することから、医療費の状況と適正化に向けた取り組みについて重点的に調査を行い、特に、平成30年度に行われる運営体制の変更に伴う周知のあり方、国保データベースを活用した疾病予防と重症化予防を行う健康増進施策、市民の健康への意識向上と行動変容を促す施策について検討を進めてまいりました。

まず、医療費の状況と適正化について。

本市における平成27年度の総医療費は21億6,900万円で、全国平均と比較すると高い状況にあります。内訳と

して、入院で8億6,503万円、入院外で5億5,206万円、歯科で1億6,328万円、調剤で5億751万円と、入院への支出が最大になっています。

医療費の適正化について、調剤では、費用の抑制を図るために、後発医薬品の利用を促進し、その数量シェアは75.7%と全国平均を大きく上回っております。

次に、予防対策における歯科では、口腔衛生を良好に保つことが基本であります。乳幼児のうちから虫歯を予防し、歯並びやかみ合わせを整えることにより、年を重ねても自分の歯で食事をするのが健康の維持につながっていきます。これは、国保のみならず、後の後期高齢者医療や介護にも影響してくる分野であります。

高額療養費では、月100万円を超える患者が156人で、このうち、脳卒中や虚血性心疾患の患者は33人、その3分の2が特定健診の未受診者であり、特定健診を受けずに突然重い病にかかる傾向が見えてきました。

次に、共同運営化に伴う運営体制の変更について。

このたびの制度変更の背景として、高齢の加入者が多く、医療費の水準が高くなっていること、所得水準が低いことや保険料収納率の低下による財政基盤の問題、市町村格差の問題の3点が挙げられていました。この解決のために、国による財政支援の拡充と都道府県による財政運営が進められるところであります。具体的な納付金の額の提示と保険料率の提案は、平成30年1月ごろの見込みであります。

次に、健康増進施策について。

本市の平成27年度における特定健診受診率の状況は、51.2%と、道内の市では土別市に次いで第2位であります。特定健診などの結果から、重症化するおそれのある方に集中して対処するハイリスクアプローチと、対象者全員に積極的な健康増進と早期発見、健診等の受診を意識づけるポピュレーションアプローチの二つの視点が重要であります。

次に、健康への意識向上と行動変容を促す施策について。

学齢期においては、定期的に健康診断を行い、健康状況を把握できますが、卒業後はそれがかなわない方が存在し、特に日常生活で健康を意識して行動することは難しいと思われれます。そこで、高校を卒業してから40歳までの若年層に対し、市民に行動変容を促すよう、受けられるサービスの内容や検診等の情報を提供する手段や方法に一工夫を加える必要があります。

また、国保データベースを活用して、健康増進の仕掛けや仕組みづくり、保健事業、保険税、医療費、広報と各担当が横断的に取り組むことは、行政が一丸となって市民の健康を守るというメッセージ性の観点からも有効であります。情報周知については、一朝一夕には効果の出ない分野であることから、専門機関の知見を活用して、

産学官の連携によって中長期的な方向性や仕組みを大きくデザインする構想力が求められます。

これまでの議論から、今後の事業推進に当たり、以下の点に取り組みされたいところであります。

1点目は、国民健康保険の制度改正に際しては、市民の保険税負担がどのように変わるのかなど、必要な情報が行き届くよう、さまざまな機会、場面で周知を徹底されたい。

2点目は、ポピュレーションアプローチの取り組みを強化し、若年層を初めとした健康診断等の受診に積極的ではなく、みずからの健康に関心が薄い市民が健康増進と予防医療の重要性を意識されるよう、行動変容につながる周知方法の改良や情報提供のあり方を考えられたい。

3点目は、外部の専門機関や団体との連携によって、各分野の知見を積極的に活用し、市民がみずから進んで健康に留意し、生活の向上やメリットにつながる仕組みを検討されたい。

4点目は、口腔衛生は、幼少期からの積み重ねもさることながら、若年層から定期的に歯科検診を受けることが健康の維持に有効な要素であることを広く市民に啓発されたい。

5点目は、市民の健幸（健康で幸せ）は、行政が目指すべきまちづくりの基本であるという明確でわかりやすいメッセージの発信と、健幸（健康で幸せ）増進の概念を国保事業にとどまらない全庁的な取り組みとして、職員の意識を醸成されたい。

以上、市民福祉委員会の事務調査報告を終わります。

続きまして、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項に関する調査として、美唄市、栗山町、岩見沢市、長沼町への先進地事例調査を行ってまいりました。

美唄市における受動喫煙防止条例の取り組みについて。

美唄市では、医師会からの要請がきっかけで始まり、びばいヘルシーライフ21に健康づくりのための重点テーマとして喫煙への対策を明記し、取り組みが本格化しました。その後、市民検討委員会を立ち上げ、専門家からの意見聴取や市民アンケートの分析をもとに議論を重ね、平成27年12月に条例が可決しました。

本条例は、市民の健康を守ることを基礎に、受動喫煙を防止するため、関係機関が連携することと、公共施設、子供にかかわる学校施設や公園などを喫煙禁止区域に指定し、受動喫煙の防止に努めています。また、特徴的な取り組みでは、啓発活動として、子供たちへの防煙教育を行っております。

考察として、美唄市の条例は、禁煙の強制ではなくて、市の受動喫煙の防止に取り組む姿勢が感じられ、喫煙者と非喫煙者との間に対立構造を生じさせないように配慮

されています。また、子供たちへの防煙教育は、将来を見据えた中長期的な戦略として大いに学ぶべきであります。

本市においても、年次計画を立てて、公共施設における禁煙や受動喫煙の防止に取り組むべきだと考えます。

次に、栗山町における健康寿命延伸のまちづくり宣言の取り組みでございます。

この宣言に、人々が生きがいを持って安心して安全に生活できる状態、健康で幸せと書いて健幸という考え方を取り入れ、行政は町民の健康を守る環境づくりに取り組んでおります。この宣言に賛同する民間事業者と協働で、従業員を初め、広く町民に対して健康づくりに関する情報発信を行っています。

また、健康づくりを後押しする健康マイレージ事業は、民間が主体で事業運営が行われています。各家庭に簡単なスタンプカードを1枚配付し、家族で健康増進に取り組める仕組みになっています。毎年、2,500名ほどがためたポイントを賞品と交換しております。

考察として、この宣言は、行政の姿勢を明確に示したメッセージであります。町民の意識づけや気づきを促し、アンケートやデータを広報等で住民にわかりやすく、読みやすく、丁寧に伝える工夫は参考となりました。また、口腔衛生について、10歳刻みで無料の定期的な受診を奨励し、糖尿病や認知症予防を見据えた中長期的な取り組みの重要性を学びました。

岩見沢市における健康経営都市宣言について。

この宣言は、地方創生の一環で「ひとままちも元気で健康」を掲げた中で、自治体では全国初の宣言であります。健康経営は、市民の健康が地域の活力や将来性につながり、地域の価値を向上させるという考え方ではありません。

市民の健康をまもる、つくる、つなぐという三つの視点で取り組まれています。まもるでは、健診等で疾病の予防や早期発見をし、つくるでは、北海道大学との連携による食と運動に関する講座を開設し、これらをつなぐものとして、市民、地域、地元大学生、企業、保健師などが健康づくりにかかわりを持っています。

考察として、この宣言は、企業における経営戦略のようなものが感じられ、行政だけではできないことをさまざまな機関と連携し、市民にわかりやすいメッセージを送られています。ICTの活用と専門機関の知見を活用した取り組みのデザイン力は、大いに学ぶべきであります。また、身近な場所で楽しく気軽に健康管理ができる仕組みは、市民の行動変容を促す可能性が十分に感じられました。

長沼町における国民健康保険の保健事業について。

長沼町では、医療費の分析から全道平均よりも高いことがわかり、健康寿命の延伸や健康格差の縮小、生活習

慣病の予防に取り組み、ピーク時よりも1億6,000万円の医療費が削減されました。特筆すべき取り組みは、周知方法の工夫と若年層対策であります。周知方法の工夫として、特定健診の案内に同封しているチラシに長沼町の国保における医療費の状況が記載されています。そこでは、医療費の中で入院に係る件数が3.5%で、費用の45%を占めていることをカラーの帯グラフの比較で表現しています。若年層対策については、20歳のメモリアル健診と題して、9,500円相当の健診を準備しております。そこでは有所見の方も見つかっており、若いうちから健康を見詰め直す機会になっております。

考察として、医療費の周知では、予防と早期発見が医療費の削減につながることをわかりやすく、読みやすいように内容や表現方法を工夫し、視覚的に配慮されていることは、本市も参考にすべきものであります。また、若年層対策では、少ない経費で将来の健康につながる取り組みは効果的であると考えます。

全体を総括して、今後の事業実施に当たって、以下の点を参考とされたいところであります。

一つ目は、健康でありたいという普遍的な願いを実現するために、まもる健康とつくる健康に整理して健康づくりに取り組み、市民一人一人が行動変容に結びつく仕組みづくりと、コミュニティ全体がその方向性を共有するつなぐ仕組みが必要であります。

二つ目は、若いうちから定期的に健康状態を管理し、加齢に伴う変化を的確かつ気軽に把握できるよう、制度設計を図ることです。

三つ目は、個人の健幸（健康で幸せ）や地域における事業効果など、双方が実感できる仕組みを考えることです。

四つ目は、わかりやすい情報提供と行動を起こさせる誘導手法を戦略的に構築することです。

五つ目は、将来を見据えた取り組みに資するため、担当職員が先進事例を学ぶことのできる研修や視察の機会を充実させる必要があります。

以上のような視点で、産・学・官のノウハウをバランスよく活用した行政運営をデザインする力が問われています。これは、各機関がまちづくりの方向性を合致させており、住民の福祉向上に資することから、必要な視点であります。健康でありたいと潜在的に思っていることを自覚したものに变化させ、行動変容に結びつけるために、時代に合わせた取り組みが必要であります。

以上で、市民福祉委員会の都市事例調査報告を終わります。

議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で市民福

社委員会の報告を終わります。

次に、調査第3号、公営住宅について及び都市事例調査について。

経済建設委員長岡本俊君。

経済建設委員長（岡本俊君） -登壇-

経済建設委員会より、平成29年第3回定例会において継続調査の許可を得ました調査第3号、公営住宅についての調査経過について御報告申し上げます。

本市においては、老朽化した公営住宅の計画的な建てかえと既存公営住宅の有効活用を図るため、平成23年3月に公営住宅等長寿命化計画を策定し、富良野らしい公営住宅ストックの形成を理念に、適正な公営住宅の供給に取り組んでまいりました。

本委員会では、公営住宅に求められる役割や整備水準の目標、福祉政策との連携、複合的な視点からの公営住宅整備などについて説明員と意見交換を行い、本市における公営住宅のあり方や方向性について議論を深めてまいりました。その中では、特に入居者の募集・選考方法、既存住宅のバリアフリー化、将来の目標管理戸数、高齢者世帯向けの住宅整備などについて意見が集中したところであります。また、公営住宅の住戸内を確認するため、市内の緑町団地、しらかば団地、北の峰西団地の各団地において現地調査を行い、住戸内の間取り、電気・水道設備、住棟の共用部分や周辺環境の状況について調査を行ってきたところであります。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で住宅を供給することにより、住生活の安定に大きく寄与してきましたが、社会経済情勢が変化することにより、多様化するライフスタイルへの対応が課題となっております。富良野市においても公営住宅の改善と適正な更新に取り組んでおりますが、他市の事例なども参考に、今後の住宅ストック形成について議論をより深める必要があることから、継続調査を求めるものであります。

以上を申し上げます、経済建設委員会からの中間報告とさせていただきます。

次に、都市事例調査報告をいたします。

1点目は、千歳市についてであります。考察をもって御報告にかえさせていただきます。

市営住宅の指定管理者制度は、平成26年4月から導入され、本年は4年目となっております。現在は2者の共同企業体が請け負っており、千歳市の担当者によると、市が直営による管理を行っていたことと比較すると、入居者の利便性の向上と地域経済の活性化がメリットとして挙げられました。このことは指定管理者制度導入の狙いと一致しており、目標はおおむね達成できていると推測しております。

しかし、その一方で、市営住宅の管理業務の全てを指

定管理者に依頼できるわけではなく、一部の業務は千歳市が行っており、その部分では、指定管理者との情報共有、対応の連携が求められると考えられます。

また、入居者に対するアンケート調査を指定管理者に義務づけており、意見、苦情等を聴取し、その結果、管理運営に反映させております。その調査結果では、よい評価が得られており、入居者の満足度は高いものとなっております。

既存借上型市営住宅制度について、千歳市では、住宅マスタープランで供給戸数を設定し、長寿命化計画を推進する中で本事業に取り組んでおります。民間の賃貸住宅の空き家が全国的に増加する中、直接、行政が建設するよりも初期投資を低く抑えることができるメリットがあります。千歳市では、借り上げをしてから27年目に直接建設コストを上回ると試算されており、長期借り上げを行うと、必ず直接建設より経費が上回ることであります。

各自治体では、昭和40年代を中心に建設した公営住宅の老朽化が進んでおり、既に耐用年数が超過した公営住宅を多く抱えており、その建てかえにかかわる財政負担が深刻になっております。そのような中において、あいている民間賃貸住宅を活用する借り上げ型市営住宅は、用地確保、家賃の軽減、財政援助などにおいてメリットがあり、公営住宅の建てかえにおいて有効な選択であると考えられます。本市における直接建設コストを試算した上で、市営住宅の長寿命化とあわせて今後検討する手法ではないかと考えております。

次に、札幌市について御報告申し上げます。

札幌市では、第3次札幌新まちづくり計画中期実施計画とリンクした子育て支援政策の一環として、東雁来地区に子育て世帯を対象にした市営住宅を3棟建設いたしました。安心して子供を産み育てる住環境づくりとあわせて、団地内集会所では、子育てに関する不安の軽減や孤立防止のため、定期的に子育てサロンが開催され、ハード面とソフト面の連携が行われております。

本市においては、子育て世帯に特化した市営住宅を整備していませんが、近年、公営住宅の供給とあわせ、団地内集会所や周辺設備を活用し、子育て支援や高齢者の見守りといった生活支援に係るサービスを提案する事例がふえており、公営住宅の整備が地域の住環境を支える仕組みとして参考となる事例でありました。

国においては、平成19年に、低額所得者のほか、高齢者、障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者への賃貸住宅の確保を目指す住宅セーフティネット法が制定され、住宅施策と福祉施策との連携が図られております。本市においても、多様化する需要に対応するため、市営住宅施策の方向性について、子育て支援、高齢者対策などさまざまな方向から検討する必要があると考えている

次第でございます。

以上、経済建設委員会からの御報告にかえさせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第3号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終了いたします。

ここで、午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時23分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議会活性化推進特別委員会報告

議長（北猛俊君） 日程第6、前会より継続調査の議会活性化推進特別委員会報告を議題といたします。

議会活性化推進特別委員長 洪谷正文君。

議会活性化推進特別委員長（洪谷正文君） -登壇-
議会活性化推進特別委員会より、中間報告をいたします。

特別委員会では、議会基本条例に基づいた市民に開かれた議会運営を実現するため、ICT環境の整備ありきということではなく、情報を議員全体で共有し、議会の議論がより活性化するために必要なツールとして、ICTの利活用に向けてこれまで議論を進めてきております。具体的な実証を行う前段として、10月12日に、議員全体で文書共有システムを実際に操作する講習会を開催し、まずは使えるツールを自分たちの手で試し、その活用のノウハウを共有していくことを始めています。

その後に行われた議論の中では、システムの操作性、システムの機能性、導入に係るコストの三つの課題について話し合われています。

まず、一つ目のシステムの操作性についての意見として、実際に操作することによって使いやすさなどがわかり、ICT機器の利活用に意欲を持って取り組みたいと

する意見が聞かれました。各議員が利活用できる要件の明確化をしております。

二つ目のシステムの機能性については、誰でも使えるシステムであることが求められ、使い方の部分については、各個人で違いがあることは許容しつつも、機器の操作スキルの向上に努め、議員力を磨き、発信力を高めて、より効果的にICTの利活用を進めていくことが必要であります。本会議場でのICT機器の活用を想定し、理事者側からの意見を聴取して、利用のあり方を勘案した上で、ICT機器の利活用に向けた導入を検討してまいります。

三つ目の導入にかかるコストについては、導入するに当たり、ただ便利だからではなく、費用面の削減を検討し、効率性、利便性をきちんと明文化する必要があります。システムの機能性が示された段階で予算化を検討してまいります。

今後におきましても、議員全体による討議を深める機会を設けた中で、意見を募り、慎重かつ丁寧な議論を行ってまいります。その上で、具体的な導入スケジュールを検討し、ICT利活用に関する富良野市議会の基本的な方向性を示してまいります。

以上、議会活性化推進特別委員会からの中間報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、議会活性化推進特別委員会の報告を終わります。

日程第7 議員の派遣に関する報告

議長（北猛俊君） 日程第7、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件について報告を求めます。

17番 黒岩岳雄君。

17番（黒岩岳雄君） -登壇-

派遣議員を代表しまして、議員の派遣に関する報告をさせていただきます。

一つ、道北支部議長会議員研修会。

平成29年10月24日、たかすメロディーホールにおいて開催されました道北支部議長会議員研修会へ富良野市議会議員14名で参加してまいりました。

内容は、「どうなる？今後の日本政治」と題し、政治評論家の有馬晴海氏から10月に行われました第48回衆議院議員選挙にかかわる総括的評価や今後の日本政治の動向、元国会議員公設秘書の視点からの政治情勢などについての講演を聴講しました。また、北海道教育庁上川教育局長の中島康則氏からは、「教育の今日的課題について」と題し、北海道における教育の課題についての講演を聴講しました。

北海道の人口減少傾向は全国よりも10年早いと言われており、少子化により学級を維持できない学校もふえてきている中、小規模校のデメリット緩和策の一つとして、市町村教育委員会が学校運営協議会を設置し、保護者の承認を受けて学校を運営していくコミュニティ・スクールの導入が挙げられていました。コミュニティ・スクールの導入した学校は、年数の経過とともに成果認識が高まっており、今後も熟議を重ねて目標を共有していくことが大切です。

富良野市においてもコミュニティ・スクールが導入されておりますが、学校運営協議会の設置により、人が入れかわっても変わらない仕組みづくり、地域の子供たちは地域で育てるという意識を持ち、引き続き、ふるさとに対する意識の醸成を図っていくことが必要だと感じました。

二つ、富良野沿線議長会議員研修会。

平成29年10月30日、富良野文化会館において開催されました富良野沿線議長会議員研修会へ富良野市議会議員17名で参加してまいりました。

内容は、「鉄道のあり方を地域で議論するための論点」と題し、北海道大学大学院工学研究院准教授の岸邦宏氏の講演を聴講しました。

平成28年11月、JR北海道が当社単独では維持することが困難な線区を発表して以来、1年が経過し、それぞれの地域の公共交通をどうしていくのか、各地域においてさまざまな取り組みが行われておりますが、全体として具体的な話は見えていない状況です。今後、各地域において公共交通をどのように守るのか、鉄道のあり方を地域で考えるために必要なこととして、まず、地域の交通手段をどのように確保するか、地域住民にとって最適な交通手段は何であるかを考えなければなりません。鉄道の将来を考えるとということは、地域の将来を考えるとであり、鉄道貨物の維持も含め、幹線交通として北海道全体での鉄道網のあり方を考えていく必要があります。JR、国、北海道、市町村の4者での協働の取り組みができなければ、地域の路線を維持していくことは難しいことから、いま一度、鉄道のあり方を地域で考えてほし

いとの提言があり、今後の取り組みについて大変参考となるものでありました。

三つ、議会報告会。

平成29年10月18日より11月29日まで、市内15会場において議会報告会を開催しました。全議員18名が6名ずつ3班に分かれ、議会の現状と活動、各委員会の状況、直近の定例会について報告し、その後、地域住民との意見交換を行いました。

議会報告会の開催結果の詳細につきましては、今後、市議会ホームページに掲載する予定であります。

以上、議員の派遣に関する報告を終わります。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第8 監査委員報告

議長（北猛俊君） 日程第8、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成29年度7月分から10月分、4件であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第9

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（北猛俊君） 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

（副議長天日公子君、退場）

議長（北猛俊君） 提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員天日守氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、天日守氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

（副議長天日公子君、入場）

日程第10

議案第1号から議案第17号（提案説明）

議長（北猛俊君） 日程第10、議案第1号から議案第17号まで、以上17件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、平成29年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ1億2,676万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億4,275万円にしようとするものと、債務負担行為の補正で追加8件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

20ページ、21ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、公共施設のLED化を図るための二酸化炭素排出抑制対策事業調査委託料、バス生活交通路線維持対策の路線維持費補助金、制度改正等に伴う住民情報システム修正委託料、地域会館、集落センターにおけるFFストーブの器具購入費、富良野演劇工場の非常灯、誘導灯、非常用放送設備の更新整備を行う施設修繕料など、2,796万円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、システム改修費に対する介護保険特別会計繰出金、養護老人ホーム寿光園入所者転落死亡事故の損害賠償請求訴訟和解に伴う賠償金、ふれあいセンターボイラー温水循環ポンプの施設修繕料、自立支援給付事業費で、障害福祉サービス費の追加、国民健康保険特別会計繰出金の減額、2項児童福祉費で、平成28年度の子ども子育て支援交付金及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費の国庫補助金精算返還金、子ども子育て支援給付事業における地域型保育給付金、施設型教育給付金の追加、障害児通所給付費の減額、3項生活保護費で、平成28年度の生活保護適正実施推進事業の国庫補助金精算返還金の追加、差し引きいたしまして5,832万7,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、保健センター暖房用燃料及び光熱水費、固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業でハイランドふらのの燃料及び光熱水費の追加、環境保全対策で、自動車騒音常時監視委託料確定に伴う減額、2項清掃費で、臨時事務員賃金の追加、（債）一般廃棄物収集運搬業務委託料確定に伴う減額、差し引きいたしまして240万1,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、平成28年度の経営所得安定対策等推進事業費の道補助金精算返還金、道営扇山南地区経営体育成基盤整備事業負担金、ハイランドふらののバーベキューハウス排水設備の施設修繕料の追加、中山間地域等直接支払事業費で、対象農地管理システム更新委託料、北海道公社営畜産事業推進協議会負担金の減額、2項林業費で、民有林育成推進事業補助金の追加、差し引きいたしまして190万5,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、富良野料飲店組合創立70周年記念誌発行事業補助金、富良野市公設地方卸売市場の民営化に伴う地方債繰り上げ償還に要する公設地方卸売市場事業特別会計繰出金、新規の企業振興促進補助金、観光マーケティング強化に活用する観光PR動画制作委託料、コンシェルジュプラノ1階に設置するDMOインフォメーションセンター整備負担金の追加、登山コース整備事業費の減額で、差し引きいたしまして7,480万5,000円の追加でございます。

8款土木費は、5項住宅費で、公営住宅長寿命化改修工事費、住宅耐震改修促進補助金、公営住宅建設事業費、3,766万円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、教職員に対する面接指導医報酬、3万円の追加でございます。

11款給与費は、1項給与費で、財源振替、13款災害復旧費は、2項その他公共・公用施設災害復旧費で、河川運動公園災害復旧費の執行確定により、文具・消耗器材及び印刷代100万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、12ページ、13ページでございます。

1款市税は、1項市民税で、法人市民税法人税割の追加、2項固定資産税で、家屋並びに償却資産の追加、合わせまして2,671万2,000円の追加でございます。

10款地方特例交付金及び11款地方交付税は、交付額の確定に伴い、それぞれ24万3,000円、513万9,000円の追加でございます。

13款分担金及び負担金は、1項負担金で、保育所利用者負担金、へき地保育所利用者負担金、へき地保育所地域型保育給付負担金、1,024万7,000円の減額でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金の追加、子ども子育て支援給付負担金、障害児施設措置費（給付費等）負

担金の減額、2項国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加、子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金、地域住宅交付金、住宅・建築物安全ストック形成事業交付金、地域居住機能再生推進事業補助金の減額、3項委託金で、基礎年金等事務委託金の追加、差し引きいたしまして1,199万1,000円の減額でございます。

16款道支支出金は、1項道負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、子ども子育て支援給付負担金、障害者自立支援給付費負担金の追加、障害児施設措置費(給付費等)負担金の減額、2項道補助金で、電源立地地域対策交付金、未来につなぐ森づくり推進事業補助金の追加、中山間地域等直接支払推進交付金の減額、差し引きいたしまして3,888万3,000円の追加でございます。

17款財産収入は、富良野市公設地方卸売市場の民営化に伴う土地売払収入8,736万5,000円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、DMOインフォメーションセンター負担金に充当しようとするふるさと応援基金繰入金1,200万円の追加でございます。

20款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金293万4,000円の追加でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、市民総合賠償補償保険金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の追加、いきいきふるさと推進事業助成金、動産総合保険金の減額、差し引きいたしまして2,090万8,000円の追加でございます。

22款市債は、1項市債で、発行可能額の確定による臨時財政対策債4,517万8,000円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正に記載のとおり、平成29年度島ノ下地区コミュニティー運行事業費、平成29年度山部地区コミュニティー運行事業費及び平成29年度高齢者医療送迎車運行事業費につきましては、平成30年度に乗り合い事業の認可を取得するに当たり、契約手続を本年度中に行うことが必要なため、住民情報システムクラウド利用料、一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、平成30年4月1日から業務を実施する上で本年度中に契約事務を進めるため、山部自然公園太陽の里指定管理料、金満緑地公園パークゴルフ場指定管理料及び東山公園パークゴルフ場指定管理料につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定の締結に当たり、記載の期間及び限度額により債務負担行為を定めるために追加するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、平成29年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出にそれぞれ90万2,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億7,866万3,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費で、一般管理費の普通旅費及び職員管理費の各種手当の追加、2項徴税費で、職員管理費の各種手当の追加、90万2,000円の追加でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金及び6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金は、財源振替でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

9款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員給与等繰入金の追加、財政安定化支援事業繰入金の減額、差し引きいたしまして95万4,000円の減額でございます。

10款繰越金は、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金185万6,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、平成29年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ194万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億6,535万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費で、介護保険制度の改正に伴い、介護保険事務処理用システムを改修する介護保険システム改修委託料194万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金は、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金131万円の追加でございます。

7款繰入金は、1項他会計繰入金、4目その他一般会計繰入金63万9,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、平成29年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ5,274万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,000万4,000

円とするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

2款公債費は、1項公債費、1目元金で、富良野市公設地方卸売市場の民営化に伴い、市場事業債の繰り上げ償還を行う地方債償還元金、3目公債諸費で、地方債繰上償還補償金、合わせまして5,274万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

2款繰入金は、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金5,274万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、平成29年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ356万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を10億36万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款下水道費は、1項下水道管理費、1目一般管理費で、平成29年度の消費税の確定申告に伴う平成30年度分消費税に対する中間申告額の追加、5目水処理センター管理費で、既定予算にて実施しておりました脱水機の修繕工事中、予定箇所以外に劣化が発見されたことから、劣化部分の修繕工事を行うための施設修繕料の追加、合わせまして356万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

6款繰越金は、1項繰越金、1目繰越金で、前年度繰越金138万円の追加でございます。

7款諸収入は、3項消費税還付金、1目消費税還付金で、平成29年度の消費税確定申告税額の決定により、昨年納付の平成29年度分中間納付済み額との差額の消費税還付金218万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、平成29年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第2号は、債務負担行為の設定2件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正は、平成29年度水源送水場管理委託料及び平成29年度検針及び集金業務委託料で、平成30年4月1日から業務を実施するために平成29年度中に契約事務を進めるため、期間、限度額を定めるもの

でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、平成29年度富良野市ワイン事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市ワイン事業会計補正予算第1号は、4月の人事異動に伴い、今後、職員給与に不足が生じることから、当初予算書第7条に定められた7,319万2,000円に157万4,000円を追加し、7,476万6,000円としようとするもので、収益的支出の節間流用及び資本的支出に136万7,000円を追加し、支出予定額を2億6,216万7,000円としようとするものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

4ページ、5ページでございます。

1款ワイン事業費用は、1項管理費用、1目製造場管理費で、人事異動に伴う市町村職員共済組合負担金の不足分について、16節修繕費より4節法定福利費へ流用するものでございます。

次に、資本的支出について御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款資本的支出は、1項たな卸資産生産費、1目製品製造費で、人事異動に伴う不足額、1節給料及び2節手当、136万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、富良野市債権管理条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市が保有する水道料、公共施設の使用料、貸付金の償還金などの債権について、債権管理の手順の統一化、基準の明確化、公債権と私債権の分類に応じた司法手続及び徴収不能な債権の取り扱いを明確にするために本条例を制定しようとするものでございます。

以下、その概要について条を追って御説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的について、第2条は、用語の定義に関する規定、第3条は、他の条例との関係に関する規定、第4条は、市長の責務に関する規定、第5条は、台帳の整備に関する規定、第6条は、滞納者に関する情報の取り扱いに関する規定、第7条は、督促に関する規定、第8条は、延滞金に関する規定、第9条は、滞納処分等に関する規定、第10条は、強制執行等に関する規定、第11条は、履行期限の繰上に関する規定、第12条は、債権の申出等に関する規定、第13条は、履行延期の特約等に関する規定、第14条は、徴収停止等に関する規定、第15条は、免除に関する規定、第16条は、債権の放棄に関する規定、第17条は、規則への委任規定でございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からしようとするものでございます。

なお、施行日前に発生した債権は、従前の例によるこ

としようとするものでございます。

また、富良野市公法上の収入徴収に関する条例、富良野市私法上の債権の放棄に関する条例については、廃止するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、労働安全衛生法第66条の10の規定に基づく富良野市立小中学校に勤務する教職員のストレスチェックの実施に伴い、面接指導が必要とされた教職員に対し、医師による面接指導を実施するため、別表の15その他の者の項に面接指導医を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野市特別会計設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成30年4月から富良野市公設地方卸売市場を民営化することに伴い、公設地方卸売市場事業特別会計、地方卸売市場事業を富良野市特別会計設置条例より除き、廃止するものでございます。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、平成29年度の収入及び支出並びに決算は従前の例によるものとし、施行の際、改正前の公設地方卸売市場事業特別会計に属する権利及び義務は、一般会計に帰属するものとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、富良野市公設地方卸売市場条例の廃止について御説明申し上げます。

本件は、昭和49年4月に富良野圏域の拠点卸売市場として富良野市公設地方卸売市場を開設し、生鮮食料品の安定的な供給、確保に努めてまいりました。しかし、この間、市民の食生活やライフスタイルの変化から、生鮮食料品の消費減少、また、インターネット等流通経路の多様化により、市内の小規模専門小売店の減少、さらに、買い受け人の高齢化による廃業等によって、市場経由の流通が減少傾向となっております。

このような卸売市場の状況を踏まえて、民間の持つ機動性や資金力の導入により、新たな販路の開拓や設備更新による品質、サービスの向上へとつなげ、市場機能を低下させることなく生鮮食料品の適正な取り扱いが確保できるものと判断し、富良野市公設地方卸売市場事業につきましても、平成29年度をもって終了し、民営化へ移行しようとするものであります。

条例の施行日は、平成30年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公設地方卸売市場の民営化に伴い、現在の卸売業者である富良野地方卸売市場株式会社に引き続き開設者として卸売市場業務を担ってもらうため、卸売市場敷地内の市所有の建物を無償譲渡としたいことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する建物及び延べ床面積は、富良野市弥生町に所在する冷蔵庫施設等1,025.02平方メートル、卸売市場競り場2,232.17平方メートル、事務所854.15平方メートルでございます。

譲渡の相手方は、富良野市公設地方卸売市場の卸売業者である富良野地方卸売市場株式会社で、無償による譲渡とするものでございます。

譲渡の時期は、平成30年4月1日とするものでございます。

なお、参考資料といたしまして施設配置図を配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、財産の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公設地方卸売市場の民営化に伴い、卸売市場敷地内の市有地を卸売業者である富良野地方卸売市場株式会社に売却したいことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

売却する土地の面積は、富良野市弥生町に所在する市有地で、宅地3筆分、合わせまして8,958.29平方メートル、売却予定金額は8,736万5,000円でございます。

売却の相手方は、富良野市公設地方卸売市場の卸売業者である富良野地方卸売市場株式会社でございます。

売却の時期は、平成30年4月1日とするものでございます。

なお、参考資料といたしまして土地所在図を配付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、訴訟上の和解について御説明申し上げます。

本件は、平成27年7月23日に養護老人ホーム富良野市寿光園において発生した入所者の転落死亡事故に対し、亡入所者の子である原告が、指定管理者である社会福祉法人富良野あさひ郷と施設設置者である富良野市を被告として損害賠償額の支払いを求め、提訴された訴訟において、裁判所から被災者の早期救済のため和解勧告があ

り、原告と被告2者との間の係争を早期に解決することを勘案し、本件訴訟の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要につきましては、富良野寿光園において、平成27年7月23日午前0時30分に入所者が2階居室窓から地面に転落しているのを施設職員が発見し、救急車により病院に救急搬送されましたが、外傷性くも膜下出血により死亡し、このことに対する損害賠償請求事件であります。

和解の内容につきましては、被告富良野あさひ郷と富良野市が原告に対し、解決金としておのおの300万円を平成30年1月12日限りで支払い、本件に関し、原告と被告らそれぞれの間にはほかに何らの債権、債務がないことを確認するものでございます。

なお、解決金につきましては、議案第1号、平成29年度富良野市一般会計補正予算において、全国市長会市民総合賠償補償保険による保険金を財源に賠償金として計上しております。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市自然環境活用センター設置条例第3条及び富良野市公園条例第14条の規定に基づき、山部自然公園太陽の里の一体的な管理運営を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として、特定非営利活動法人山部まちおこしネットワークを選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公園条例第14条の規定に基づき、同条に規定する金満緑地公園パークゴルフ場の業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として、株式会社シー・エス・ティを選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資

料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第17号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市公園条例第14条の規定に基づき、同条に規定する東山公園パークゴルフ場の業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として、一般社団法人ふらの東山地域活性化センターを選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます
議長（北猛俊君） 以上で、本件17件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明7日、8日、11日は議案調査のため、9日、10日は休日のため、それぞれ休会であります。

12日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時08分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 12 月 6 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 今 利 一

署名議員 関 野 常 勝